

半田市立高根保育園の民間移管に係る保育所運営に関する覚書

半田市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、半田市立高根保育園（以下「高根保育園」という。）の民間移管に伴い、令和7年4月1日に開園する〇〇保育園の運営について、次のとおり覚書を締結するものとする。

（目的）

第1条 この覚書は、高根保育園民間移管に伴い開園する〇〇保育園の保育の質の維持及び向上を目的とする。

（遵守事項）

第2条 乙は、〇〇保育園の運営にあたって、別紙の「高根保育園の民間移管に係る新設保育園の運営条件」（別添2）及び甲・乙・保護者で構成する三者協議会で決定した事項を遵守するものとする。

（効力の発生）

第3条 この覚書の効力は、令和7年4月1日から発生するものとする。

（信義誠実の原則）

第4条 乙は、この覚書の履行に際しては、信義誠実の原則に基づいて履行するものとする。

（損害賠償）

第5条 この覚書の項目を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金員を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（その他）

第6条 この覚書に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 半田市東洋町二丁目1番地

半田市

半田市長 久世孝宏 印

乙 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇

〇〇〇〇 〇 〇 〇 〇 印